

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 平成三十年度において実施しない区分試験の件
- 平成三十年度福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験を行う件
- 平成三十年度福島県職員（資格免許職）採用候補者試験を行う件
- 平成三十年度福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験を行う件
- 平成三十年度福島県職員（民間企業等職務経歴者）採用候補者試験を行う件
- 平成三十年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を行う件
- 平成三十年度福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験を行う件
- 平成三十年度福島県警察官採用候補者試験を行う件

福島県人事委員会

公告第二号

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）第十三条前段の規定により平成三十年度において実施しない区分試験は、次のとおりです。

平成三十年五月一日

福島県人事委員会

採用試験の名称	実施しない区分試験の名称
福島県職員（資格免許職）採用候補者試験	栄 養 士

（採用給与課）

公告第三号

平成三十年度福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

平成三十年五月一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
行政事務	七十名程度	農芸化学、薬学及び心理判定員以外の区分試験 昭和五十八年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者（学歴は問いません。）又は平成九年四月二日以後に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成三十一年三月末日までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。
警察事務	四名程度	農芸化学 昭和五十八年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者で次の各号のいずれかに該当するもの又は平成九年四月二日以後に生まれた者で第一号又は第二号に該当するものとします。
農 業	十六名程度	一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号に規定する食品衛生監視員の養成施設（大学（短期大学を除きます。）におけるものに限る。）において同号に規定する課程を修めて、当該大学を卒業した者若しくは平成三十一年三月末日までに卒業見込みの者
農業土木	四名程度	二 大学（短期大学を除きます。）において畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十一年三月末日までに卒業見込みの者
林 業	二名程度	三 第一号又は第二号に該当する者と同等の資格がある者と人事委員会が認める者
土 木	十三名程度	
建 築	三名程度	
化 学	二名程度	
農芸化学	一名程度	
薬 学	六名程度	
畜 産	四名程度	
水 産	一名程度	
機 械	三名程度	
心理判定員	三名程度	

区	試験期日	試験地	合格者発表
	二 試験の方法及び内容 1 第一次試験 (一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。 (二) 専門試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。 (三) 論文試験 2 第二次試験 (一) 口述試験 (二) 適性検査 三 試験期日、試験地及び合格者発表		
			業したものの若しくは平成三十一年三月末日までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格がある と人事委員会が認めるものとし、また、 心理判定員(昭和五十八年四月二日以後に生まれた者で、 大学(短期大学を除きます。))において心理学を専修 する学科を修めて卒業したもの若しくは平成三十一年 三月末日までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこ れに相当すると認める課程を修めて卒業したもの若し くは平成三十一年三月末日までに卒業見込みのものとし ます。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験で きません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する 法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産 者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又 はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分 の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す る政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

五 給与 1 初任給	四 受験申込みの手続 1 受験申込み書の配布 受験申込み書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。 2 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。 なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。 3 申込受付期間及び申込受付時間 (一) 申込受付期間 平成三十年五月一日(火)から同月二十五日(金)までです(郵便による申込みは、同月二十五日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。) (二) 申込受付時間 月曜日から金曜日まで(平成三十年五月三日(木)及び同月四日(金)を除きます。)(の午前八時三十分から午後五時十五分までです。 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システム稼働している時間帯(平成三十年五月二十五日(金)にあつては、午後五時十五分まで)となります。	第一次試験 平成三十年六月二十四日(日)	第二次試験 平成三十年七月九日(月)から同月十三日(金)までの五日間のうち指定する一日及び同年七月二十六日(木)から同年八月二日(木)までの八日間のうち指定する一日	福島市 東京都 (農業土木及び土木のみ実施します。)	平成三十年六月二十九日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。	平成三十年八月二十二日(水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
---------------	--	-------------------------	---	----------------------------------	---	---

この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一九〇、一〇〇円から二一八、三〇〇円までの初任給が支給されます。

2 その他の給与
職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(10)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(6)

別表二

専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

区分試験	出題分野
行政事務 警察事務	政治学(2)、行政学(2)、憲法(4)、行政法(5)、民法(4)、刑法(2)、労働法(2)、経済学(11)、財政学(3)、社会政策(3)及び国際関係(2)
農 業	栽培学汎論(5)、作物学(5)、園芸学(5)、育種遺伝学(5)、植物病理学(4)、昆虫学(4)、土壤肥料学(4)、植物生理学(4)、畜産一般(2)及び農業経済一般(2)
農業土木	数学(3)、応用力学(3)、水理学(4)、測量(2)、土壌物理学(2)、農業水利・土地改良・農村環境整備(14)、農業土木構造物(5)、材料・施工(2)、農業機械(2)及び農学一般(3)
林 業	森林政策・森林経営学(13)、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)(12)、林業工学(4)、林産一般(5)及び砂防工学(6)
土 木	数学・物理(10)、応用力学(6)、水理学(6)、土質工学(4)、測量(2)、都市計画(2)、土木計画(6)及び材料・施工(4)

建 築	数学・物理(10)、構造力学(5)、材料学(2)、環境原論(4)、建築史(2)、建築構造(4)、建築計画(5)、都市計画(3)、建築設備(2)及び建築施工(3)
-----	--

化 学	数学・物理(7)、物理化学(9)、分析化学(3)、無機化学・無機工業化学(6)、有機化学・有機工業化学(9)及び化学工学(6)
-----	---

農芸化学	一般化学(4)、分析化学(4)、有機化学(6)、生物有機化学(2)、生物化学(6)、土壌学・植物栄養学(6)、食品科学(6)及び応用微生物学(6)
------	---

薬 学	物理・化学・生物(12)、衛生(6)、薬理(5)、薬剤(6)、病態・薬物治療(5)及び法規・制度(6)
-----	---

畜 産	家畜育種学(5)、家畜繁殖学(4)、家畜生理学(4)、家畜飼養学(4)、家畜栄養学(4)、飼料学(3)、家畜管理学(6)、畜産物利用学(5)及び畜産経営一般(5)
-----	---

水 産	水産事情・水産経済・水産法規(8)、水産環境科学(5)、水産生物学(5)、水産資源学(4)、漁業学(4)、増養殖学(4)、水産化学(5)及び水産利用学(5)
-----	--

機 械	数学・物理(10)、材料力学(4)、流体力学(4)、熱力学(4)、電気工学(2)、機械力学・制御(4)、機械設計(6)、機械材料(3)及び機械工作(3)
-----	--

心理判定員	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)(26)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)(9)、調査・研究法(2)及び統計学(3)
-------	--

(採用給与課)

公告第四号

平成三十年年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験を次のとおり行います。
平成三十年五月一日

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

福島県人事委員会

区分試験	採用予定 人	資格
司書	二名程度	<p>平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに生まれた者で、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による司書の資格を有するもの又は取得見込みのものとして、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <p>一 日本国籍を有しない者</p> <p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

- (一) 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。
- (二) 専門試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。

2 第二次試験

- (一) 口述試験
- (二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成三十年九月二十三日（日）	福島市 会津若松市 いわき市	平成三十年十月五日（金） 福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、

第二次試験	福島市	<p>南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>
<p>平成三十年十月十五日（月）から同月十七日（水）までの三日間のうち指定する一日及び同年十月二十六日（金）から同月二十九日（月）までの四日間のうち指定する一日</p>	<p>平成三十年十一月九日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>	

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

- (一) 申込受付期間 平成三十年八月一日（水）から同月十七日（金）までです（郵便による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます）。
- (二) 申込受付時間 月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成三十年八月十七日（金）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一六九、五〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところに

より、諸手当が支給されます。
六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数）

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（10）及び数的推理・資料解釈（6）

別表二

専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数）

生涯学習概論（2）、図書館概論（図書館制度を含む。）（6）、図書館経営論（2）、図書館サービス論（6）、情報サービス論（8）、図書館情報資源論（6）、情報資源組織論（8）及び児童サービス論（2）

（採用給与課）

公告第五号

平成三十年度福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。
平成三十年五月一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
行政事務 警察事務 土木	九名程度 四名程度 二名程度	平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者（大学（短期大学を除きます。）を卒業した者又は平成三十一年三月末日までに卒業見込みの者を除きます。）とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三

項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験（多肢選択式）

出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

(二) 専門試験（多肢選択式）（土木のみ実施します。）

出題予定数は、別表二のとおりとします。

(三) 作文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成三十年九月二十三日（日）	福島市 会津若松市 いわき市	平成三十年十月五日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成三十年十月十五日（月）から同月十七日（水）までの三日間のうち指定する一日及び同年十月二十六日（金）から同月二十九日（月）までの四日間のうち指	福島市	平成三十年十一月九日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

定する一日

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成三十年八月一日（水）から同月十七日（金）までです（郵便による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます。）。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成三十年八月十七日（金）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一五四、九〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（7）、人文科学（11）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

別表二

専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

区分試験	出題分野
土木	数学・物理・情報技術基礎（10）、土木基礎力学（構造力学・水理学・土質力学）（14）、土木構造設計（2）、測量（3）、社会基盤工学（5）及び土木施工（6）

（採用給与課）

公告第六号

平成三十年年度福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験を次のとおり行います。

平成三十年五月一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
行政事務 農業土木 土木	五名程度 一名程度 三名程度	昭和三十四年四月二日以後に生まれた者で、民間企業における職務経験を五年（一年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除きます。）以上有するもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す

る政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 資格加点(農業土木及び土木のみ実施します。)

(三) アピールシート試験

(四) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成三十年九月二十三日(日)	福島市	平成三十年十月二十四日(水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成三十年十一月十三日(火)から同月十四日(水)までの二日間のうち指定する一日	福島市	平成三十年十二月七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局

に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間 平成三十年七月二十日(金)から同年八月十七日(金)までです(郵便による申込みは、同年八月十七日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。)

(二) 申込受付時間 月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成三十年八月十七日(金)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一九〇、一〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局にお問い合わせください。

別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(9)、文章理解(7)、判断推理(8)及び数的推理・資料解釈(6)

(採用給与課)

公告第七号

平成三十年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を次のとおり行います。

平成三十年五月一日

福島県人事委員会

一 採用予定人員及び受験資格

採用予定人員

二名程度

2 受験資格

平成三年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許を有するもの又は取得見込みのものとし、次（一）から（四）までのいずれかに該当する者は、受験できません。

（一）成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（三）福島県職員又は福島県内の市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

（四）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

（一）教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

（二）専門試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。

2 第二次試験

（一）口述試験

（二）適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成三十年九月二十三日（日）	福島市 会津若松市 いわき市	平成三十年十月五日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成三十年十月十五日（月）から同月十七日（水）までの三日間のうち指定する一日及び	福島市	平成三十年十一月九日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県

同年十月二十六日（金）から同月二十九日（月）までの四日間のうち指定する一日

合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

（一）申込受付期間 平成三十年八月一日（水）から同月十七日（金）までです（郵便による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）。

（二）申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成三十年八月十七日（金）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一七三、五〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、採用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県教育委員会に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数）

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(10)及び数的推理・資料解釈(6)

別表一
専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会生活と健康(3)、人体の構造と機能(6)、食品と衛生(8)、栄養と健康(9)、栄養の指導(6)及び給食の運営(8)

(採用給与課)

公告第八号

平成三十年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

平成三十年五月一日

福島県人事委員会

一 採用予定人員及び受験資格

1 採用予定人員

二十三名程度

2 受験資格

平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者(大学(短期大学を除きます。)を卒業した者又は平成三十一年三月末日までに卒業見込みの者を除きます。)とします。ただし、次の(一)から(五)までのいずれかに該当する者は、受験できません。

- (一) 日本の国籍を有しない者
 - (二) 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - (三) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (四) 福島県職員又は福島県内の市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - (五) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 二 試験の方法及び内容
- 1 第一次試験
- (一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。
 - (二) 作文試験

2 第二次試験
(一) 口述試験
(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成三十年九月二十三日(日)	福島市 会津若松市 いわき市	平成三十年十月五日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成三十年十月十五日(月)から同月十七日(水)までの三日間のうち指定する一日及び同年十月二十六日(金)から同月二十九日(月)までの四日間のうち指定する一日	福島市	平成三十年十一月九日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込み書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

- (一) 申込受付期間
平成三十年八月一日(水)から同月十七日(金)までです(郵便による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるものに限って受け付けます。)
- (二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成三十年八月十七日（金）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一五四、九〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、採用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県教育委員会に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数）

社会科学（7）、人文科学（11）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与課）

公告第九号

平成三十年度福島県警察官採用候補者試験を次のとおり行います。

平成三十年五月一日

福島県人事委員会

第一 警察官A採用候補者試験

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官A （男性・ 一般） 警察官A （女性）	四十名程度 十四名程度	昭和六十年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したものの若しくは平成三十一年三月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。

一般

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

（一）教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

2 第二次試験

- （一）論文試験
- （二）口述試験
- （三）適性検査
- （四）体力検査
- （五）身体検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験 (日)	平成三十年七月八日	福島市	平成三十年七月二十四日 (火)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成三十年八月二十三日 (木)から同月二十	福島市	平成三十年九月二十八日 (金)に福島県庁前掲示場並

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所（夜の森駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所及び津島駐在所を除きます。）において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成三十年五月十一日（金）から同年六月八日（金）までです（郵便による申込みは、同年六月八日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます。）。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成三十年六月八日（金）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二二七、三〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

六日（日）までの四日間のうち指定する二日

びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―二一五一内線二六二三、二六二六）に問い合わせてください。
別表一
教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

第二 警察官B採用候補者試験

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官B（男性・一般） 警察官B（女性・一般）	五十六名程度 十六名程度	昭和六十年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成三十一年三月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものを除きます。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二の

- とおりとします。
- 2 第二次試験
 - (一) 作文試験
 - (二) 口述試験
 - (三) 適性検査
 - (四) 体力検査
 - (五) 身体検査
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成三十年九月十六日 (日)	福 島 市 会津若松市 いわき市	平成三十年十月五日(金) に福島県庁前掲示場並びに郡 山、白河、会津若松、南会津、 南相馬及びいわきの各福島県 合同庁舎前掲示場に合格者の 受験番号を掲示するほか、合 格者に通知します。
第二次試験	平成三十年十一月一日 (木) から同月四日 (日) までの四日間の うち指定する二日	福 島 市	平成三十年十二月七日(金) に福島県庁前掲示場並びに郡 山、白河、会津若松、南会津、 南相馬及びいわきの各福島県 合同庁舎前掲示場に合格者の 受験番号を掲示するほか、合 格者に通知します。

四 受験申込みの手續

- 1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）
電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福
島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察
本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所（夜の森駐在所、
大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所及び津島駐在所
を除きます。）において配布します。
- 2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務
局に提出してください。
なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該

システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

- (一) 申込受付期間

平成三十年七月二十日(金) から同年八月十七日(金) までです（郵便によ
る申込みは、同年八月十七日までの通信日付印のあるものに限り受け付けま
す。）。
- (二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該
システムが稼働している時間帯（平成三十年八月十七日(金) にあつては、午
後五時十五分まで）となります。

五 給与

- 1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一七六、二〇〇円の初任給が支給されます。
 - 2 その他の給与

第一の五の2に同じです。
 - 六 合格から採用まで及び問合せ先

第一の六及び七に同じです。
- 別表二
教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（7）、人文科学（11）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与課）